

News Letter

ニュースレター

No. **40**

2025.9.20

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室

E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp

URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>

編集・発行：小山 隆

人権と独立性

本学社会福祉学科教授 鈴木 良

イスラエルとパレスチナが平和共存をめざした「オスロ合意」から、30年以上が経過した。オスロ合意は、イスラエル政府とパレスチナ解放機構が、ノルウェーの首都オスロでの協議を経て、米国ワシントンで1993年9月13日に調印されたものだ。私が NGO 活動の一環として初めてパレスチナを訪れたのは、1996年の夏だった。前年にオスロ合意を締結したイスラエルのラビン首相が和平反対派のユダヤ人青年によって暗殺されるという悲しい出来事がありながらも、和平が訪れるのではないかという明るいムードがパレスチナの人々の間にはあった。あれから30年が経過し、事態がここまで悪化するとは、当時の自分には想像できなかった。

オスロ合意を仲介したのは、ノルウェー政府である。紛争当事国のパレスチナとイスラエル、さらには、ユダヤ人迫害の歴史に深く関与してきたヨーロッパ各国やユダヤ票／キリスト教福音派による影響が強い米国では問題解決が困難な中で、ユダヤ人問題から比較的独立した立場にあったノルウェーの関与が重要な役割を果たした。この独立性という観点は、人権擁護の活動においてはとても重要である。

私が障害者福祉論などの授業をするときに、人の支援をする際の自らの指針として、当事者主体が最も重要だと学生には伝えている。当事者主体という思想は、障害者による権利獲得運動の歴史の中で生まれ、当事者の視点から社会や文化のあり方を捉えるという考え方だ。しかし、当事者だからこそ分らないこともあり、当事者ではないからこそ、彼らとは異なる視点で問題に関与することが可能になるとも学生には伝えている。人権擁護の活動において独立性が重要だということを、私はカナダやスウェーデンの福祉現場の調査を通して繰り返し、伝えられてきた。日本でも近年、子ども支援の領域で、事業所や行政から独立したアドボカシーセンターが全国各地で設置されるようになった。

問題の直接的な当事者ではないからこそ分かることがあり、関与すべき責任があるということ。パレスチナ・イスラエル紛争において日本が関与することの重要性がここにあると、私が所属していた NGO の代表から教えられてきた。国際紛争、そして、福祉の現場においても、人々の苦難に関わる者としてこのことを忘れてはならない。

被爆80年の節目の年を迎えた現在、イスラエルとイラン、インドとパキスタン、そして、ロシアとヨーロッパ各国との間の緊張関係が高まり、核兵器の脅威による危機的状況に私たちの世界は直面している。このようなときだからこそ、遠い世界で生じる問題に関心でいることなく、むしろ遠くの世界の問題だからこそ私たちの独自の仕方に関わり、声なき小さな人々の声にしっかり向き合い、行動することが求められている。

1 学会紹介

小野 セレスタ 摩耶（本学社会学部社会福祉学科准教授）「日本子ども家庭福祉学会の紹介」

2 私の研究紹介

マーサ・メンセンディーク（本学社会福祉学科准教授）「私の研究紹介」

3 新任挨拶

朴 蕙彬（本学社会福祉学科助教）「ただいま」

特集 4 博士学位論文を取得して

- ① 孫 琳（本学社会学研究科外国人留学生助手）「博士学位取得までの歩みを振り返る」
- ② 羽鳥 恵一（宇治おうばく病院）「博士学位を取得して」
- ③ 李 承玟（関西福祉科学大学福祉創造学科助教）「博士学位論文を取得して」
- ④ 洪 承載「これからの研究を考える」

5 紹介と批評

埋橋 孝文（本学名誉教授・大阪公立大学客員教授）

「岩田正美『私たちの社会福祉は可能かー社会福祉をイチから考え直してみる』（有斐閣、2024年12月）」

1 学会紹介

日本子ども家庭福祉学会の紹介

小野 セレスタ 摩耶（本学社会学部社会福祉学科准教授）

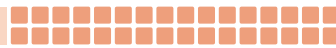
日本子ども家庭福祉学会は1999年に設立され、昨年25周年を迎えた。設立趣意書によると、「本学会は、これらの国内外の歴史、現状、動向をふまえて、国連子どもの権利条約を基調に子どもと親のウェルビーイング（個の尊重・自己実現）を促進するための子ども家庭福祉制度のあり方を研究、議論する場、子どもや親の意見を社会的に代弁する場を設定しようとする」ものである。私は一学会員にしか過ぎないが、20年以上所属してきた立場から紹介をしてみたい。

本学会は、それまで長らく「児童福祉」と呼ばれてきた本分野について、「子ども家庭福祉」への転換の必要性を示した故・高橋重弘先生をはじめとし、柏女霊峰先生、山縣文治先生、松原康雄先生を発起人に設立された。現在の会員数は、600人を切っており近年やや減少傾向にある。設立趣意書にあるように「ソーシャルワーク、保育、子どもの権利擁護、精神保健等の実践にかかわる方々、研究者、大学院学生、学生らによって構成」されている。主に年1度の全国大会の

開催、年1号の査読付き機関誌「子ども家庭福祉学」の発行、年2回の学会通信の発行を行っている。

特徴であると感じることの一つは、全国大会の自由研究発表の持ち時間が一人40分（報告20分・質疑20分）と質疑時間が比較的長いことである。私が初めてこの学会に参加し、学会発表を行ったのは博士後期課程1年のとき、2003年の第4回全国大会（淑徳大学）であったが、質疑時間にたくさんの質問や厳しくも温かいコメントをもらい、大変勉強になったことをよく覚えている。自身の発表ではないが、厳しすぎる質問や批判ともとれるコメントに、会場が静まり返るような場面も経験した。近年はそのような緊張感のあるセッションは減少しているが、20分間の質疑は、議論をする上で貴重な時間であると感じている。

昨年の第25回全国大会より新しい取り組みとして、高校生・大学生による発表プログラムが取り入れられ、その名の通り、高校生・大学生が積極的な発表を行っている。今年、3分科会12組が発表を行った。本学科



の2年生2名も、ソーシャルワーク基礎実習で経験したことをもとに、さらに学びを深め、その成果を発表した。私は1分科会の司会を担当し、質問やコメントをする立場にあった。高校生・大学生らしさもありながら、研究手法や課題設定のあり方などに感心する発表も少なくなかった。また発表者同士の交流会も行われ、積極的に情報交換するとともに、その場にいた教員へもチャンスとばかりに相談や質問をしており、その姿に頼もしさを感じた。

この約25年間を振り返ると、児童虐待の防止等に関する法律（2000年）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（2001年）、少子化社会対策基本法（2003年）、次世代育成支援対策推進法（2003年）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（2006年）、子ども・若者

育成支援推進法（2009年）、いじめ防止対策推進法（2013年）、子ども・子育て支援法（2013年）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（2013年：現こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律）、こども基本法（2023年）など、思いつくままあげただけでもこれだけの新たな子ども家庭福祉に関わる法律が制定されている。またそれに応じて児童福祉法もほぼ毎年改正されている。このことは子ども家庭福祉をめぐる問題がいかに深刻化・複雑化しているかを示している。それを踏まえて冒頭に示した設立趣意書を再度みると、その内容は色あせていないばかりか、むしろより一層、本学会の目指すべき方向性の重要度が増していると感じる。改めて私も微力ながら研究者として子ども家庭福祉分野に貢献できるよう身を引き締めていきたい。

2 私の研究紹介

私の研究紹介

マーサ・メンセンディーク（本学社会福祉学科准教授）

はじめに

昨年度、在外研究の機会をいただき、研究に集中できる貴重な1年間を過ごすことができました。ここでは在外研究中にハワイで実施した調査研究の内容を紹介し、今後の研究の展望について述べたいと思います。

在外研究中、ハワイ大学の Thompson School of Social Work and Public Health, Department of Social Work に客員研究員として受け入れていただきました。ハワイ大学のソーシャルワーク学部は私の母校であり、同志社大学に着任後も、学生の実習や交換留学、共同研究などを通じて、交流を続けてきました。また、ハワイは長年にわたり私のフィールドでもあり、同志社大学に着任する以前は現地の移民・難民支援を行う NPO に勤務し、多文化ソーシャルワークの実践にも携わっていました。しかし、私がハワイに居住していた1992～1996年当時と大きく変化した点は、ミクロネシア出身の移住者の増加です。現在、ミクロ

ネシア出身者はハワイにおいて周縁化されている移民グループの一つとされています。

1. ハワイにおける多文化ソーシャルワーク実践研究

今回の研究目的はハワイで最も脆弱な立場におかれているミクロネシア出身住民の生活課題と支援のあり方および、コミュニティ・オーガナイズिंगの実践とその効果について学ぶことでした。アメリカに移住するミクロネシア出身住民の多くは、アメリカとの自由連合盟約 (Compact of Free Associations, COFA) を締結しているパラオ共和国、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦出身であり、医療や教育などのために移住しています。戦後マーシャル諸島で核実験を行った影響で起きている住民の健康被害に対してアメリカは責任を負い、彼らが移住、就労、医療的ケアを受けられる権利を認めています。ただ、教育と英語力が不十分で良い仕事に就けないため、貧困世帯が多く、ホーム

レスになる家族も少なくありません。子どもの不登校や非行の問題もあり、多文化社会ハワイですら差別が顕著です。そうした状況の中での、ソーシャルワーカーの取り組みについて関心をもちました。日本でも移住者とその家族に似た課題があり、ハワイで得た知見を日本の移住者支援の実践に活かしたという目的もありました。

今回の研究を通じて、私は初めてミクロネシア出身者のコミュニティと関わる機会を得ました。さまざまなイベントに参加する中で、これまで知る機会のなかった歴史や国、民族、文化について学ぶことができました。幸運なことに、ちょうど2024年には、太平洋の島々の先住民が集う世界最大の祭典「Festival of the Pacific」がハワイで開催され、ミクロネシア人コミュニティもその準備を進めていました。このフェスティバルには私も数回足を運び、ミクロネシアの多様な文化に触れる貴重な機会となりました。また、毎年開催されているミクロネシア人コミュニティの祭りとユース向けイベントにも参加しました。こうした行事は、文化の継承を通して子どもたちが自らの文化に誇りを持ち、自尊心を育むきっかけとなり、さらに青年のリーダーシップ育成や、エンパワーメントも目的としています。

これらのイベントに参加することを通して、ミクロネシア人コミュニティのリーダーやソーシャルワーカーと顔馴染みになり、信頼関係を築くこともできました。また、様々なNPOを訪問し、移民支援団体ネットワーク、および移民の人権保障ネットワーク会議に毎月参加しました。さらに、移民の母語で情報提供を行う催し、「リソース・フェア」（ソーシャルワーカーや行政機関が、移民に対して利用可能なサービスの説明や申請手続の支援を行う）にも数回参加しました。そのうち、私の研究計画の中心であったインタビュー調査では、ミクロネシア系コミュニティのソーシャルワーカーおよびコミュニティリーダー10名に対し、半構造化インタビューを実施しました。

インタビューを通して、1) 差別、言語の壁、住宅問題、文化適応の困難、学校での無理解などが課題であること、2) 青少年向けイベント、リーダーシップ育成、女性グループ、ワンストップセンター、文化ナビゲーター（バイリンガルの学校・家庭支援アシスタント）などが、効果的な支援策であること、3) イベント開催のための場所の確保、サービス提供者や教育関係者への文化的配慮に関する研修の実施、そして支

援組織における体制の充実が求められていることが明らかになりました。

この調査ではハワイ在住のミクロネシア系住民に対するソーシャルワーク実践に関して、いくつかの知見を得ることができました。まず前提として、ミクロネシア人の移住の背景には、植民地主義や搾取の歴史、例えば太平洋諸島での核実験などが深く関係していることへの理解が不可欠です。核実験による健康被害の治療を目的として米国へ移住する人も多く、その一方で、移住後の生活困窮や差別といった課題も顕著です。また調査を通して明らかになったのは、移住によって自らのルーツや文化から切り離され、アイデンティティの喪失と葛藤を抱えている人々の存在です。そのような中で、文化的要素を取り入れたコミュニティセンターの活動や、学校・医療機関における言語サポートの提供は、移住者が健康で安定した生活を築くうえで、重要な役割を果たしていることが示唆されました。

さらに多くのインタビュー対象者から、教会の果たす重要な役割についての言及がありました。ミクロネシア人の多くにとって、日曜礼拝をはじめ、日曜学校、青少年の活動、聖歌隊、婦人会など、1日ばかりで参加する生活の中心的な場となっています。また、教会を通じて本国とのつながりを維持できることに加え、行政機関やNPOからの情報も教会経由で広く共有されており、教会が大きな役割を担っていることが明らかになりました。

これらの成果を元に、研究論文“An Exploration of Culturally Grounded Social Work Practice with Micronesians in Hawaii”を執筆し、「評論・社会科学」に掲載され、日本キリスト教社会福祉学会第65回大会での発表、「文化に根ざしたソーシャルワーク：ハワイのミクロネシア住民を対象とした実践と教会の役割に焦点を当てて」に基づき、内容をさらに掘り下げた論文を執筆する予定です。

2. 今後の研究に向けて

今回の研究では、ハワイのミクロネシア人コミュニティを支援する多くの取り組みにおいて、文化的配慮を重視したソーシャルワーク実践が行われていることを確認しました。しかし、ソーシャルワーカーはコミュニティのニーズに応じた効果的なプログラムを提供している一方で、課題も明らかでした。特に、米国新政権による DEI（ダイバーシティ、エクイティ、インクルージョン）関連の補助金停止の影響により、多文



化支援の現場では、活動継続が困難な危機に直面しています。こうした中ハワイ州では、移民支援が途切れないよう、NPOと州政府の連携を通して対策に取り組んでいます。また、コミュニティのウェルビーイングを妨げる偏見を克服するためには、専門職を対象とした研修の充実や、社会全体に向けた文化理解教育の推進が不可欠です。加えて、教会がもつネットワークの強さや、コミュニティにとっての教会の存在の大きさを実感しました。今後は、教会が担う支援機能やその可能性に着目した研究をさらに進めていく予定です。

本研究を通して得られた成果を、日本における多文化家族を対象としたソーシャルワークにどのように応用できるか検討していきたいと考えています。外国人住民の増加が進む日本において、文化背景を踏まえたソーシャルワーク実践が不可欠であると感じています。私は日本で長年、移住者支援の実践・研究・アドボカ

シーに携わってきましたが、近年、排外主義に基づく外国人差別が顕著化している日本の現状に強い危機感を抱いています。外国人住民の人権を守り、地域の一員として共に支え合う取り組みは喫緊の課題であり、今後も多文化住民支援のアクションリサーチを通じて得られた知見を移住者支援の現場に還元していきたいと考えています。

おわりに

このように、ハワイでの研究を通して貴重な学びと経験を得ることができました。これらを活かし、社会福祉教育・研究・実践に少しでも貢献できればと考えています。この場をお借りして、大切な研究期間をいただき、不在中に様々な業務を担っていただいた社会福祉学科の皆様にご心より感謝を申し上げます。

3 新任挨拶

ただいま

同志社大学で学び始めてから20年。この春、同志社大学社会学部社会福祉学科の助教として、慣れ親しんだこのキャンパスに戻ってまいりました。この場を借りて、自己紹介と今後の抱負についてお話しさせていただきます。

私は、2004年4月、同志社大学の留学生別科で日本留学をスタートしました。当時、日本語の授業を受けていた新町キャンパスの尋真館の隣では、臨光館の建設に向けて文化財の発掘作業が盛んに行われていました。この1年間は、京都という街の魅力に触れながら、日本語や日本の生活を丁寧に教えていただいた留学生別科の先生や職員の皆さん、友たちに恵まれた時間でした。

翌年、社会学部社会福祉学科に入学し、京田辺と新町キャンパスで学生生活を送りました。その後、大学院に進学して博士学位取得まで、新町キャンパスに通

朴 蕙彬（本学社会福祉学科助教）

い続けました。数えきれないほどの思い出が詰まっている新町キャンパスは、社会人としてのスタートを同志社大学の実習助手として切った私にとって、学びと仕事の両方のスタート地点であり、ありがたい環境でした。

博士学位取得後は、関西と岡山の中山間地域にある2つの大学で教員を経験しました。同志社での学びに肉付けをしてくれた6年間の教員経験は、かけがえない貴重なものです。主に、ソーシャルワーカー養成の実習・演習教育、高齢者福祉やソーシャルワーク理論、質的研究などについての講義を担当しておりました。

私の研究テーマは、高齢者の就業や国際比較からエイジズム（ageism）に至ります。テーマは少しずつ変わっておりますが、その根底には「尊厳のある一人の人間として自分らしく生きる・活躍するために必要な

ことはなにか」という一貫した問題意識があります。これは、学生時代から学んだ社会福祉の理念であり、ソーシャルワーカーを目指す学生教育に携わる者としての使命ではないかとも考えます。今後は、「エイジズム克服を視野に入れたソーシャルワーク教育」について研究を進めていきたいと考えております。

博士学位取得後、エイジズムについて考えるドキュメンタリー『年齢の森』（YouTubeで視聴可能です。ぜひどうぞ！）の制作や、企業研修の講師を務めました。また、前職では、学生とともに地域のいろんな年代の方とエイジズムについて考えながら交流する活動を実施しました。この活動のために、学生だけでなく社会福祉協議会、地域サロン、ボランティア関係者の方々に協力していただきました。

これらの経験では、エイジズムという言葉に初めて触れる方が回を重ねるにつれ、理解が深まるだけでなくどうすれば良いのかまで真剣に議論することもでき

ました。普段は関わることがあまりない多様な方々とエイジズムについて考えたことは、エイジズムを研究する者として学びの多い至福の時間でした。また、具体的な例やディスカッションを通して、参加者の学びが深まっていくことを確認できたため、継続した教育・研修の大切さを改めて感じました。

さらに、エイジズムという概念を通して「老いる」ことや「年齢を基準にする考え方や行動」について学ぶことの重要性も再確認しました。特に、ソーシャルワークの中核をなす社会正義、人権に関わる学びとして、今後もエイジズムというキーワードを軸にしながら研究と教育に尽力したいと考えております。

最後になりますが、心のふるさとでもある京都の同志社大学という恵まれた環境で、研究し教育ができることに感謝しながら、お世話になった同志社への恩返しができるように、精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

特集4 博士学位論文を取得して

1 博士学位取得までの歩みを振り返る

2025年3月21日、6年の歳月をかけて博士の学位を取得することができた。博士論文のテーマは「多様化する福祉ニーズに対応する社会福祉法人のあり方に関する研究—福祉サービス供給主体の公益性を手がかりに—」である。この場を借りて、博士学位取得までの歩みを振り返りたい。

私は2015年に中国・上海外国語大学日本文化経済学部日本語学科を卒業後、日本へ留学した。学部時代の卒業論文では、日中両国の高齢者福祉制度を比較研究し、その過程で福祉制度が高齢者や地域社会の生活を支える上で果たす役割の大きさを実感した。この経験をきっかけに社会福祉学への関心を深め、福祉の道へ進むことを決意した。

2017年4月、同志社大学大学院社会学研究科博士前期課程に進学したが、当初は研究テーマの方向性が定

孫 琳（本学社会学研究科外国人留学生助手）

まらず、福祉政策全般を広く学びながら試行錯誤を重ねた。その中で、日本特有の制度である社会福祉法人に出会い、その制度的特徴や役割の変遷に強い関心を抱くようになった。社会福祉法人は、福祉サービス供給主体の中でも公益性を本質的な価値として内包し、制度設計と現場実践の両面から社会に影響を及ぼしてきた存在である。この対象を深く掘り下げたいという思いから、博士後期課程への進学を決意した。

1951年の制度創設以来、社会福祉法人は行政による措置委託の受け皿として、生活困難を抱える人々に福祉サービスを提供し、国民生活の安定に寄与してきた。しかし、少子高齢化や地域社会の変容に伴い、その役割は大きく変化している。とりわけ2016年の社会福祉法一部改正や「地域共生社会」の提唱以降、従来の受動的な措置受託者から、地域課題に主体的に取り組み、



多様化・複雑化する福祉ニーズに応える存在へと転換することが求められるようになった。博論では、この変化を理解するために「公益性」という概念に焦点を当て、社会福祉法人の現代的意義を再検討した。

博士課程において最も困難であったのは、現場経験の乏しさである。福祉は制度と現場実践が密接に結びついた領域であり、机上の理論だけでは理解が不十分となる。そこで、私は可能な限り現場に足を運び、社会福祉法人の運営関係者や実務者へのインタビュー調査を重ねた。これらの交流は、制度の枠組みでは見えにくい現場の創意工夫や課題意識を理解する貴重な機会となり、研究に厚みを与えた。

また、この過程を支えてくださった多くの方々に深く感謝を申し上げたい。まず、博士前期課程から後期課程3年目まで指導教授を務め、さらに博士論文の学外指導教授を引き受けてくださった埋橋孝文先生からは、研究者としての姿勢、論理的思考、論文執筆の方法など、多くの貴重な教えを賜った。そして、博士論文の完成まで見放すことなくご指導くださった指導教授の空閑浩人先生、副指導教授の永田祐先生にも心から感謝している。加えて、学科の先生方から6年間にわたり温かく見守っていただいたことも、私の大きな支えであった。さらに、空閑ゼミや研究室の仲間たちとは、研究に関する議論や意見交換を重ね、時に議論

し、時に励まし合い、困難を乗り越えてきた。このような支えがあったからこそ、博士論文を完成させることができた。

今振り返れば、日本へ留学して10年目に博士号を取得できたことは、極めて意義深い出来事である。この成果は通過点であり、終着点ではない。これからの10年、20年、30年も、研究者として歩みを止めず、福祉政策と実践の架け橋となる研究を続けていく決意である。先生方から教えられたように、博士学位という「運転免許証」を手に、研究者という道を一層邁進していきたい。



2 博士学位を取得して

羽鳥 恵一（宇治おうばく病院）

● 博士論文「精神科ソーシャルワーカーの意識に関する考察

—『アート』としての実践とその身体化の過程における西田哲学の可能性—

2025年3月、念願の博士学位を取得することができました。2019年4月に博士課程の門をくぐってから足掛け6年の歳月がかりでしたが、学位授与式ではようやくここまで辿り着いたかという嬉しさと、一方でほっとした感情とが入り混じっていました。

私は、長年にわたって精神科領域でソーシャルワーカーとして実践を重ねて来ましたが、何か満たされない思いをずっと抱えていました。そして、自分なりに学びを深めないといけないという思いに駆られ、2007

年に立命館大学応用人間科学研究科に入学しました。そこで林信弘先生と出会い、誘われるように哲学を学ぶようになりました。中でも特に西田哲学に魅了され、修士論文では「純粹経験」から見る自他関係についてまとめました。2009年4月には立命館大学文学研究科教育人間学専攻に籍を移し、精神科ソーシャルワーク実践での葛藤場面などを現象学的方法によって検証してきました。しかし、なかなか形にすることができず、2013年3月に単位取得満期退学することにしました。

その後はライフワークのように研究に取り組んでいたのですが、2016年2月に恩師の林先生が他界され、自分はこのままでも良いのかと考えるようになりました。そのことを同志社大学社会学部教育文化学科の中川吉晴先生に相談したところ、木原活信先生を紹介していただきました。これが契機となって、再び博士論文の作成に執りかかり始めることとなりました。

博士課程に入学し、木原ゼミに加わらせていただいた当初は、社会福祉学の研究スタイルや多くの先行研究に触れることに注力し、なかなか自身の軸が定まりませんでした。それでも、ずっと実践してきた精神科ソーシャルワークと研究を続けてきた西田哲学を何とかして繋げたいという思いがありました。そのため、その間を媒介する概念として、「スピリチュアリティ」や「アート」を研究テーマとして掲げることにしました。毎回のゼミ発表では、木原先生から「軸をしっかりするように」「本当に言いたいことを簡潔に」などと、ブレがちな私の研究の本質を鋭くかつ的確に指摘していただきました。また、副指導教授の小山隆先生にも入学早々にご挨拶に伺い、以後、小山ゼミにも定期的に参加させていただくこととなりました。そこでも時折発表の機会を得ては、私の問題意識や研究スタイルなどについて、白熱した議論をさせていただきました。木原ゼミでも小山ゼミでも、決まって毎回のゼミの後には「頑張ろう!」と気持ちを新たにすることができました。こうした時間が、私にとってはかけがえのないものとなり、自身の研究を前に進めていただいたと感じています。

そして大学院生の仲間たちとの交流もまた、私を勇気づけてくれました。しかし2020年度からコロナ禍となり、ゼミも Zoom でしか行われなくなったため、仲間たちと対面で話す機会が失われてしまったことは非常に残念でした。それでも個別に Zoom や電話など

でやり取りをしたり、メールで議論をしたりする中で、様々な気づきや学びを得ることもできました。このように切磋琢磨した日々は、実践現場ではなかなか得難いもので、今でも貴重な時間だったと感じています。

タイトルの通り、私の研究テーマは精神科ソーシャルワーク実践におけるワーカーの意識に関するものですが、それは私自身が多くの当事者の方々との出会いから学んだことを言語化する作業でもありました。私が挫折することなく、博士論文を書き終えることができたのも、偏にこうした方々との出会いがあったからだと思います。また、今思えば当事者の方たちとの関わりから、博論を仕上げることに使命感を抱いていたようにも感じます。私の論文が何かしら実践現場に資することになればと、期待する次第です。そして、そのように影響を持ちうる研究の世界に身を置くこととなり、改めて研究者としての責任も感じます。私はまだまだ研究者といえる立場ではありませんが、自身の発言や著述が社会的に影響を持ちうることを肝に銘じ、これからも実践と研究に取り組んでいきたいと考えています。



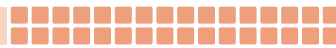
3 博士学位論文を取得して

2019年に同志社大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程に入学し、2024年11月に博士論文を提出、翌月には学術講演会を行いました。そして6年間の大学院

李 承玟（関西福祉科学大学福祉創造学科助教）

生活を経て、2025年3月に無事博士後期課程を修了いたしました。

在籍した6年間は、自分自身と向き合う時間でした。



ひとつのことについて考え続ける苦しさを味わったのは初めてでしたが、その苦しみを乗り越えた末に博士論文を完成させたときの達成感は、人生の糧となる貴重な経験となりました。

博士論文のテーマは「民生委員活動の持続性に関する研究—今日的意義と担い手確保に向けて—」で、日本における民生委員制度の持続可能性について議論しました。外国人である私が日本の民生委員に関心を持ち、研究を続けてきたのは、これまで生きてきた中で出会った人々との関わり合いによるものだと思います。幼い頃、近隣の方々から「おかえり、元気か」と声をかけてもらった温かい見守りは、今も記憶に残っており、地域のつながりを大切にしたいという思いにつながりました。

また、大学時代のボランティア活動や高齢者施設での勤務経験も大きなきっかけとなりました。大学在学中には約400時間のボランティアに取り組み、ボランティアの重要性に目を向けるようになりました。高齢者施設での勤務では、制度や公的サービスだけでは十分に支えられない現実を肌で感じ、制度の狭間を補うボランティアの意義に関心を深めました。

これらの出会いや経験を通じて、日本での生活の中で福祉に協力しながら、困っている住民を制度につなげる役割を担う民生委員の存在を知り、その方々の活動を支えたいという思いが、博士論文の出発点となりました。

博士後期課程に入学した当初は、コロナ禍で学校に通うことも難しく、研究の方向性が定まらず、不安を感じていました。加えて、その時期、関心のある分野が増え、研究テーマを一つに絞ることに悩む日々が続きました。そのような中で、主査の空閑浩人先生、外部副査の上野谷加代子先生にご指導をいただき、研究を進める上で現実性を踏まえながら、博士論文のテーマを定めることができました。主査の空閑先生からは研究だけでなく、人生に関する多くの助言もいただきました。先生のお言葉にはいつも励まされ、研究を続ける中で大きな心の支えとなりました。また、副査の小山隆先生は「いつでも来ていいよ」と声をかけてくださり、研究の相談に加えて議論も重ねながら、親身になってご指導くださいました。

空閑先生のご指導の中で、特に記憶に残っていることを二つ紹介します。

一つ目は、「読み手が誰なのか」と「読み手に優しい論文」という視点です。執筆過程では内容が抽象的

になりがちで、読み手に優しくない文章が続きました。その中で空閑先生からいただいたこの言葉は、自分の主張をきちんと「言語化」していく作業の重要性を痛感すると同時に、「現場に還元できる研究をしたい」という思いと重なり、博士論文執筆において特に大切にした点となりました。

二つ目は、「論文全体の構成や流れを意識する」ことです。博士後期課程では投稿論文の執筆ばかりを考えていたため、博士論文の提出が迫ったとき、つながりの弱い投稿論文をそのまま組み込もうとしました。その結果、「木を見て森を見ず」といった状態になり、論文の構成に違和感を覚えました。その際、空閑先生から「まず目次を立て、論文全体を見通すように」と助言をいただき、それ以降は全体像を意識して執筆を進め、無事に最後まで書き上げることができました。

博士論文は決して一人で作り上げたものではなく、先生方や空閑ゼミの皆さま、調査にご協力くださった民生委員の方々との共同の成果だと感じております。先生方やゼミの方々には研究や学術的なご指摘と励ましをいただき、民生委員の方々からは現場のリアリティを学ばせていただきました。振り返れば、まさに三者が共に歩みながら進めてきた研究であったように思います。本当に、先生方や空閑ゼミの皆さま、そして研究にご協力くださった皆さまに心より感謝申し上げます。

博士後期課程の修了を終着点とせず、新たな出発点として今後も研究を進めてまいります。研究者としてはまだ未熟ではありますが、民生委員活動を糸口に、地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりに少しでも貢献できるよう努めてまいります。



④ これからの研究を考える

洪 承載（目白大学人間学部人間福祉学科）

私が同志社大学に入学したのは2012年のことであった。その当時は、ただ学問を深めたい、社会の課題を少しでも理解したいという漠然とした思いを抱えていただけで、博士学位にまで至る道のりを自分が歩むことになるとは想像もしていなかった。その後、学部での学びを経て、2016年には修士課程へと進学することとなった。修士課程の入学式の折、指導教授から「研究という病にかかって入院したこと、おめでとうございます」という言葉をかけられたことを、私は今も鮮明に覚えている。その言葉は一種のユーモアを含みながらも、研究という営みが容易な道ではなく、時に苦しくもあり、しかし同時に深い喜びをもたらすものであることを端的に示していた。あれから年月を重ね、2025年に博士学位を授与されるに至った今、その言葉の意味を改めて噛みしめている。

博士課程での歩みは、決して平坦ではなかった。調査や執筆を進める中で幾度となく行き詰まりを感じ、研究の方向性を見失いかけたこともある。実証と理論との間で揺れ動き、自らの問いの意義を問い直す時間も少なくなかった。それでも研究を続けてこれたのは、決して自分一人の力ではなく、周囲の方々の支えがあったからである。博士学位論文は、形式的には私の単著である。しかし実際には、ゼミの仲間からの率直な意見や助言、院生同士の議論、さらには学部・大学院の先生方からの多様な指導や励ましが積み重なった「共同研究」の成果であると考えている。自分の思考が堂々巡りをしているとき、ゼミのディスカッションで他者の視点に触れることで、新しい光が差し込むような経験を幾度もした。その意味で、論文は私個人の成果であると同時に、共同体の知の結晶でもある。

2025年に博士学位を授与された瞬間、私の胸に去来したのは、純粋な喜びと同時に大きな緊張感であった。長い時間をかけてようやく到達した達成感がある一方で、学位取得は終着点ではなく、むしろ研究者としての出発点であるという実感が強く湧き上がったのである。自分がこれからどのように学問に貢献していける

のか、また社会に還元できるのかという問いは、学位取得後の現在こそ、いっそう重く私にのしかかっている。

振り返れば、この十数年の道のりは、数え切れないほど多くの人々に支えられた時間であった。ゼミの仲間は、互いに切磋琢磨しながらも、悩みを共有し合える存在であり続けてくれた。院生としての日々を共にした仲間の存在がなければ、孤立感や不安に押し潰されていたかもしれない。また、学部・大学院の先生方には、研究上の指導にとどまらず、学問に向き合う姿勢や倫理、社会へのまなざしのあり方について多くを学んだ。研究者としての出発点に立った今、これまでの学びや支えを決して忘れず、感謝の思いを胸に歩み続けていきたいと願っている。

博士学位論文を完成させるまでの過程は、孤独な作業の積み重ねに見えるかもしれない。しかし実際には、多くの人々との関わりの中で形作られていく「共同の営み」であった。そのことを実感できることこそ、私にとって最大の喜びであり、学位取得の意味であると考えている。今後は、自らの研究をさらに深めるとともに、これまで支えてくださった方々に恩返しができるような研究者として成長していきたい。



5 紹介と批評

岩田正美

『私たちの社会福祉は可能か —社会福祉をイチから考え直してみる』 (有斐閣、2024年12月)



埋橋 孝文 (本学名誉教授・大阪公立大学客員教授)

本書の帯には次のようなフレーズが書かれている。

「自助・共助・公助? 社会福祉のモヤモヤを考える」

以下では、評者の問題関心にしたがって、「モヤモヤ」は何から生じるものであるか、という切り口からコメントしていきたい。第6章を主に取り上げる。教育的配慮に満ちてはいるがややテキスト的な内容の第3、4、5章は、まことに勝手ながら割愛させていただく。

まえがき

第1章 自助と「自立支援」

第2章 社会福祉と国家

第3章 社会福祉と「社会の幸福」

第4章 社会福祉と「個人の福祉」—ニーズと利用資格

第5章 社会福祉を社会へ組み入れるための形式
—「特別枠の福祉」と「普通枠の福祉」

第6章 社会福祉は地域福祉になったのか

第7章 社会福祉と市民の「参加」

—誰がどのように参加すべきなのか

終章 私たちの人生と社会福祉

あとがき

評者は、「まえがき」の次の引用文が本書のエッセンスを端的に表現していると考ええる。

「社会福祉は・・・近現代社会と全く異なったユートピアの価値や言葉、技法で構成されているのではなく、実は同じ社会の価値に値を置いた、現実主義的な対処をその内容としています」(p ii)。

ここで注意したいのは、筆者はおそらく、社会福祉をめぐる批判的言説では正義、平等、人権を盾にして議論が組み立てられることが往々にあり、その一方で、たとえば互助を強調する「地域共生社会」論が耳に心地よいスローガンの的に発せられること、その両方が相

まってモヤモヤ感を増幅していると捉えているように思える。「教科書の説明のような『決まり事』や『あるべき姿』ではなく・・・」(p iii) という表現がそのことを伝えている。

第1章では、「自立」「自立支援」論の落とし穴に警鐘が鳴らされる。「強い個人」の想定には無理があり、また、自立がすべての人に保障されるような社会ではないことが説かれる。第2章では耳障りの良い「自助・共助・公助」論の新しい解釈(2006年「社会保障の在り方に関する懇談会」)は、社会保険を共助として位置づけ直しその負担の増大への抵抗感を薄める意図をもっていたことを明らかにする。また、詳しく紹介できないが、ガーランド(邦訳2021)の福祉国家論を肯定的に捉えている。ガーランドは福祉国家一般の共通基盤は、近代国家が『統治権力を行使するさいの特定の態様(モード)(原文は下線ではなく力点)』と理解している。

第6章の課題は「2000年の社会福祉基礎構造改革では、社会福祉が地域福祉と変換され、『地域福祉の主流化』が推進されていきました。それはどのような意味をもっているのでしょうか」(p130)という問いに答えることである。

まず「地域における福祉」の推進をうたった2000年の社会福祉法(第1条)や「地域福祉の主流化」論を概観し、地域福祉計画、生活困窮者自立支援法の動向を説明している。その上に立って、次のような鋭い指摘に及んでいる。

「・・・社会福祉法に位置づけられた地域福祉とは、新旧の「特別枠」の雑多な社会福祉事業を、『地域』という『普通枠』を強調して、再生(原文は下線ではなく力点)させようと考えたのではないか、という推測ができます」(p152)。

また、次の2つの指摘も注目される。

「・・・この検討会（2000年発足の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討委員会）では、具体的な社会的排除や孤立それ自体が重視され、その解決につなげるアプローチが強調されたところが、『地域共生社会』形成へと収斂していく地域福祉とはやや異なっています」（p152）。『『地域福祉主流化』は雪崩を打つように『地域共生社会』形成に変貌していき、・・・『地域共生社会』というコミュニティ形成が突出して、人々の生活課題はどこかへ行ってしまった感もあります」（pp155-156）。

さらにこの第6章では、美辞麗句とは言わないまでも誰もが否定できないような言説の陰に見逃すことができない事態が進行していること、逆にいえば、そうした深刻な事態を美しい言説が覆い隠していることに警鐘を鳴らしている。このあたりの筆致には迫力があり、評者はこの主張を本書の柱と理解している。

具体例をいくつか挙げておこう。

- ・「断らない相談」を標榜しつつも収入・資産の多寡によって扱いが異なる（生活困窮者自立支援法のもとでの住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業によって異なる基準）。
- ・「伴走型支援」や「断らない相談」のためには人材養成、具体的には相談員の配置数や労働条件への配慮が必要だが、それがほとんどない。社協、福祉関係職種公務員の非常勤化（会計年度任用職員）が著しい。
- ・生活困窮者自立支援法は2013年に制定されたが、同年には、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などの生活保護法改正がおこなわれ、また、この度最高裁で違憲判決の出ることになった（2025年6月）、段階的に支給額を10パーセント減らす措置が採られた。この時期には並行して、地域共生社会形成に向けた法整備が進んでいった。
- ・高齢、疾病、子育てなどの普遍ニーズは「誰もがいつかは遭遇する課題」であるが、引きこもり、不登校、孤独死、家庭内の虐待・暴力などはそうではなく、それらはすぐさま地域住民の「我が事」になりにくい。それにもかかわらず、それらを「丸ごと」地域福祉の課題とするのは無理がある。

つまり、地域共生社会の掛け声だけが大きく、その予算的基盤の脆弱性や人的スタッフの貧弱さには目をつぶっているような最近の風潮に幻惑されないことの重要性を訴えている。評者もまったく同感であり、たとえば最近、地域福祉計画を高齢、障害、児童などの

計画の「上位計画」とする捉え方があるが、実態を伴わない空虚な言説にとどまる。空虚な言説とは胡散臭い言説と言い換えてもいい。

また、重層的支援事業にしても、庁内体制再編の議論に矮小化され、しかもそうした重層的支援体制が果たしてどれだけ「狭間の問題」に対処し、どのような成果を生み出しつつあるのかの評価と検証が行われていない。そうした状況下では、最近明らかになったような財務省主導による予算削減の危機にいと簡単に直面することになる^{注1)}。大山鳴動ネズミ一匹といえは言いすぎであろうか。

第7章では地域福祉における「参加」が論じられる。そこでは奥田知志氏の『伴走型支援』が取り上げられ、「課題解決型支援」よりも「つながる支援」にウェイトを置いている点が批判される。「社会的包摂とは、排除された社会関係の回復であって、支援関係ではないはずです」（p221）はけだし名言である。終章は『『共生』や『伴走支援』を唱えれば済むものでもないでしょう」と述べ、次の言葉で締めくくられる。少し長いが、引用しておく。

「社会福祉の領域では、ともすれば政府が飾り立てられた言葉で『上意』を示すと、業界はもちろん、そこで働いている人びとも、研究者も、そしてマスメディアもそれになびきやすいところがあります。このように飾り立てた『スローガン福祉』からできるだけ離れること、問題の近くで、しかしその問題をできるだけ『外在化』しつつ、その解決策を当事者として私たち自身がその生活に沿って現実的に考えていくことが、少しはマシな、私たちの社会福祉の未来を探り当てる道筋かもしれません」（p246）。

上の引用文は、筆者自身の一種の「反省」（「（生活保護基準：評者追加）ミニマムの引き下げと同時に進んだ地域福祉や共生社会とは何なのか、私は何に加担してしまったのか、という疑問はいつも頭の中に鳴り響いています」あとがき、p251）にもとづく自省的な弁として重いものがあり、私たちも真摯に受け止める必要がある。

注1) 都道府県・指定都市、中核市重層的支援体制整備事業担当課宛て「事務連絡（2025年6月23日）」は、5年が経過した事業への国の補助率の引き下げと2026年以降開始の事業への減額を通知。

参考文献

ガーランド、デイヴィッド（小田透訳、2021）『福祉国家一救貧法の時代からポスト工業社会へ』（白水社）
堀橋孝文編著（2013）『生活保護』（福祉+α、No.4、ミネルヴァ書房）